

旅館業許可申請の手引き

目次

- 1 旅館業許可取得までの手続き
- 2 営業の種別
- 3 構造設備基準
- 4 衛生措置基準
- 5 営業開始後の必要な届出
- 6 申請書の記入について

いわき市保健所

(担当 生活衛生課環境衛生係 TEL 0246-27-8591)

旅館営業を始めたい方へ

1 旅館業許可取得までの手続き

事前相談

- ・施設設計の大枠が決まった段階で設計図面を持参して相談してください。
- ・消防署の指導も同様に受けてください。
- ・概ね100m以内に、教育施設、福祉施設、社会教育施設等がある場合は、その関係機関と事前に協議願います。



建築確認申請

- ・事前相談による指摘改善事項を訂正のうえ、建築基準法に基づき、建築主事に建築確認申請をしてください。



建築確認

- ・建築確認申請後、適正であれば確認されます。



建築工事開始

- ・有効容量5トンを超える受水槽を設置する場合は、準・簡易専用水道布設工事着手前届を提出してください。
- ・建築工事中に建築確認内容を設計変更する場合は、建築主事へ設計変更の手続きをしてください。なお、保健所・消防署にも相談してください。



建築工事開始

- ・建築確認による完成検査、消防署の適合検査を受けてください。
(消防法令適合通知書は、申請をしないと交付されません。)
- ・保健所で旅館業営業許可申請書の用紙を受取り、申請の手続きの説明を受けてください。



申請書類提出

- ・申請書は、営業開始予定日の1週間前までに提出してください。

○持参するもの

- | | |
|---------------------------------|---------|
| 1 旅館業営業許可申請書 | 1部 |
| 2 法人経営の場合は、登記事項証明書及び定款又は寄付行為の写し | 各1部 |
| 3 誓約書(参考様式あり) | 1部 |
| 4 施設の平面図・配置図 | 各1部 |
| 5 検査確認済証の写し | 1部 |
| 6 消防法令適合通知書 | 1部 |
| 7 印鑑(法人の場合は、代表取締役印) | |
| 8 許可申請手数料 | 22,000円 |

<ul style="list-style-type: none"> 他の法令の申請及び届出をしてください。 食品営業許可申請書 温泉利用許可申請書 特定建築物使用開始届 遊泳用プール設置届・水道各種届・その他 浄化槽使用開始報告書 風俗営業等申請書等 	<ul style="list-style-type: none"> (食品衛生法) (温泉法) (ビル管理法) (浄化槽法) (風営法) 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所 経営企画課 (22-7519) 所轄の警察署
---	--	--



施設検査

<ul style="list-style-type: none"> 検査の際は、営業者が立ち会ってください。 なお、構造設備基準に適合しない場合は、許可になりません。 (不適事項は改善し、再検査を受けてください。)



許可指令書の交付

<ul style="list-style-type: none"> 構造設備基準適合確認後、許可指令書を交付します。
--



営業開始

2 営業の種別

旅館業営業の許可の種別は、「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」、「下宿営業」の3つあり、それぞれの定義や基本的な考え方は、次のとおりです。

営業の種別	定義
旅館・ホテル営業	簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの
簡易宿所営業	宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設
下宿営業	1ヶ月以上の期間を単位に宿泊させる施設

3 構造設備基準（旅館業法施行令、いわき市旅館業法施行条例）

区 分	旅館・ホテル営業
客 室	<ul style="list-style-type: none"> ・客室の床面積は、7㎡（寝台を置く客室にあつては、9㎡）以上であること。 ・窓を有すること。
玄関帳場	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊しようとする者との面接に適する設備として次の基準に適合するものを有すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①緊急時における迅速な対応が可能であること。 ②宿泊者名簿の正確な記載が可能であること。 ③宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡しが可能であること。 ④宿泊者以外の出入りの状況の確認が可能であること。
換気、採光 照明、防湿 及び排水	<ul style="list-style-type: none"> ・適当な設備を有すること。
浴 室	<ul style="list-style-type: none"> ・近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、適当な規模の施設を有すること。 ・客室、廊下その他の場所から見透かすことができない構造とすること。 ・換気及び採光のために必要な窓その他の開口部又はこれに代わる装置を有すること。 ・湯及び水を十分に供給できる設備を有すること。
洗面施設	<ul style="list-style-type: none"> ・需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
便 所	<ul style="list-style-type: none"> ・適当な数の便所を有すること。 ・便器は不浸透性材料を用いたものであること。 ・水を十分に供給することができる流水式の手洗設備を有すること。
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等の周囲 100mの区域内にある場合、客室、ホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。
その他 の設備	<ul style="list-style-type: none"> ・階段及び2階以上にある客室、廊下その他の場所の危険な箇所には、堅固な手すりを有すること。

区 分	簡易宿所営業	下宿営業
客 室	<ul style="list-style-type: none"> ・客室の延床面積は33㎡（宿泊者の数を10人未満とする場合には3.3㎡に当該宿泊者数を乗じて得た面積）以上であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・客室の床面積は7㎡以上であること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・窓を有すること。 	
階層式寝台	<ul style="list-style-type: none"> ・有する場合は、上下段の間隔は概ね1m以上であること。 	/
換気、採光 照明、防湿 及び排水	<ul style="list-style-type: none"> ・適当な設備を有すること。 	
浴 室	<ul style="list-style-type: none"> ・近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、適当な規模の施設を有すること。 ・客室、廊下その他の場所から見透かすことができない構造とすること。 ・換気及び採光のために必要な窓その他の開口部又はこれに代わる装置を有すること。 ・湯及び水を十分に供給できる設備を有すること。 	
洗面施設	<ul style="list-style-type: none"> ・需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。 	
便 所	<ul style="list-style-type: none"> ・適当な数の便所を有すること。 ・便器は不浸透性材料を用いたものであること。 ・水を十分に供給することができる流水式の手洗設備を有すること。 	
その他 の設備	<ul style="list-style-type: none"> ・階段及び2階以上にある客室、廊下その他の場所の危険な箇所には、堅固な手すりを有すること。 	

4 衛生措置基準（いわき市旅館業法施行条例）

収容定員	旅館 ・ ホテル	寝台を置く場合	・床面積 4.5 m ² につき当該寝台を利用する者 1 人の割合で算出した人数を超えないこと。
		寝台を置かない場合	・床面積 3.0 m ² につき 1 人の割合で算出した人数を超えないこと。
	簡易宿所		・床面積 2.2 m ² につき 1 人（階層式寝台を有する客室にあっては、各階層の面積 1.65 m ² につき 1 人）の割合で算出した人数を超えないこと。
	下宿		・床面積 3.0 m ² につき 1 人の割合で算出した人数を超えないこと。
	特例		・旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、次に該当するものについては、床面積 1.65 m ² につき 1 人の割合で算出した人数を超えないこと。 ①キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設 ②交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度の低いもの ③体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設 ④修学旅行団体を宿泊させる際の施設
換気			・換気のため窓その他開口部は、必要に応じ開放すること。 ・機械換気設備又は空気調和設備による場合は、十分に運転すること。
照明			・施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を満たすようにしておくこと。
防湿			・排水施設の流通を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。
営業施設			・営業施設及びその周辺は、常に清潔にしておくこと。 ・必要に応じて十分な数のごみ箱を適当な場所に置くこと。 ・ねずみ、昆虫等の発生の防止及び駆除に努めること。
浴室			・清浄な湯及び水を十分に供給すること。 ・浴槽は、浴槽内の水を毎日（浴槽内の水を循環式ろ過装置でろ過し、かつ、消毒設備で消毒するときは、1 週間に 1 回以上）完全に排水して清掃すること。 ・循環装置により浴槽内の水を循環させる場合にあっては、当該循環による水の誤飲を防止するための措置を講ずること。 ・浴室に洗いおけ及び腰掛けを備えるときは、清潔なものを用いること。 ・脱衣籠、脱衣棚等は、常に清潔にしておくこと。
洗面所			・飲用に適する湯又は水を十分に供給すること。
便所			・防虫及び防臭に努め、便器の汚れを十分に除去するなど定期的に清掃し、必要に応じて消毒すること。 ・手洗設備には、清浄な水を十分に供給すること。 ・手洗設備に手拭い、タオル等を備えるときは、宿泊者 1 人ごとに取り替えること。
寝具類			・常に清潔にし、客室の総定員数以上の数を備えること。 ・寝衣、敷布、布団カバー及び枕カバーは、宿泊者 1 人ごとに洗濯したものと取り替えること。 ・寝具は、適切に洗濯、管理等を行うこと。
暖房設備			・ガス、石油等を燃料とする暖房設備を客に使用させる場合には、客の見やすい場所に、その使用方法その他衛生上必要な事項についての注意書を掲示すること。 ・ガスを燃料とする暖房設備にあっては、宿泊者の安全衛生を確かめた後にガスの元栓を開放すること。

5 営業開始後の必要な届出について

(1) 営業者地位承継承認申請書

譲渡の場合

旅館業を譲り受け、譲受者が引き続き営業を行う場合は、譲渡完了前に承継承認申請書を提出し審査を受けなければなりません。

相続の場合

営業者が死亡し、相続人が引き続き営業を行う場合は、被相続者の死亡後60日以内に承継承認申請書を提出し審査を受けなければなりません。

法人の合併の場合

営業を営む法人が合併して、合併後存続する法人又は合併により設立された法人が、引き続き営業を行う場合は、合併完了前に承継承認申請書を提出し審査を受けなければなりません。

法人の分割の場合

営業を営む法人が分割され、分割後の法人が、引き続き営業を行う場合は、分割完了前に承継承認申請書を提出し審査を受けなければなりません。

※承継の手続き（承継の承認を受けること）をせずに営業を行うと無許可営業になりますのでご注意ください。

(2) 変更届

旅館業営業許可申請書及び営業許可承継承認申請書の記載事項に変更があった場合は、10日以内に変更届を提出する必要があります。

(例 法人名称の変更、管理者の変更、客室の一部廃止、構造設備の変更等)

構造設備を大幅に変更する場合は、保健所を含む関係機関へ事前に相談してください。

(3) 停止又は廃止届

営業を休止又は廃止した場合は、10日以内に旅館業営業停止（廃止）届を提出しなければなりません。

6 申請書の記入について

次ページの記入例を参考に、記入してください。

なお、記入例中、番号がつけてある部分については、以下に説明がありますので確認してください。

- ① 施設が次のいずれかに該当する場合は、「該当する。」にチェックをし、該当する番号を記入してください。いずれにも該当しない場合は「該当しない。」にチェックをしてください。また、季節的営業又は一時的営業に該当する場合はその営業期間を記入してください。
 - (1) キャンプ場・スキー場・海水浴場等において、特定の季節に限り営業する施設
 - (2) 交通が著しく不便な地域にあって、利用度が著しく低い施設
 - (3) 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設

- ② 申請者が次のいずれかに該当する場合は、「該当する。」にチェックをし、該当する番号を記入してください。いずれにも該当しない場合は「該当しない。」にチェックをしてください。

なお、別途誓約書を添付する必要があります。

 - (1) 成年被後見人又は被保佐人
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分を違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
 - (4) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者(第8号において「暴力団員等」という。)
 - (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの
 - (7) 法人であって、その業務を行う役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
 - (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

- ③ 営業施設から概ね100m以内に次の施設がある場合は、その施設名と距離を記載してください。

なお、不明な点は、保健所生活衛生課環境衛生係員に聞いてください。

 - ・大学を除く学校(幼稚園、小中学校、高等学校等及び幼保連携型認定こども園)
 - ・児童福祉施設(助産施設、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター、保育園等)
 - ・社会教育施設(公民館、図書館、博物館等)

- ④ 面積は、宿泊者が踏み込みできる面積で、客室面積から押入、床間、収納庫、靴箱、棚等の部分を除いた面積を記入してください。

また、寝台及び階層式寝台を設置する場合は、それぞれの利用人数を記入してください。

- ⑤ 循環ろ過装置の設置の有無にチェックをし、設置する場合はろ過能力、消毒設備の有無、消毒方法及び循環水の吐出口の位置について記入してください。

なお、循環水の吐出口は原則として湯面下に設けてください。湯面上より給湯する場合は、飲用しない旨の掲示等の対策が必要となります。

- ⑥ 実際に床面の照度を計測し記入してください。

なお、照度の測定が困難な場合は、別途ご相談ください。

- ⑦ 該当する付帯設備について記入してください。